

100-8978  
東京都千代田区霞ヶ関  
3-1-1

年金 花子 様

## 必ずお読みください

平成 22 年 7 月 6 日付最高裁判決において、生命保険の年金の各支給額のうち、相続税の課税対象となった部分に対する所得税の課税については無効との判決が出され、

●月●日に国税庁から新たな課税方法が示されました。

これにより、所得税を納めすぎとなっている納税者の方については、過去 5 年分の所得税について、税務署で還付手続をすることにより、納めすぎとなっている、税金の一部が還付されることとなります。

このお知らせは、相続または贈与を経て年金をお受取りになった方で、年金の支払時に源泉徴収が行われている方にご案内しております。

ご案内させて頂いた方は、税金が還付される可能性があります。過去の確定申告をされていないなど、税金が還付されない場合もあります（所得税については、年金と年金以外の他の所得との合算により計算されますが、生命保険の年金を申告されていない場合等には、所得税が新たに発生する場合があります。）税金の還付、手続き、その他詳しい内容につきましては、同封の「・・・」「・・・」をご参照ください。また、ご不明な点については最寄りの税務署にお問い合わせください。

還付手続をされる場合は、同封の年金に関する情報をご活用下さい。また、複数の生命保険会社等から年金を受け取られていた場合には、他の生命保険会社から同様のご案内が行われる場合があります。

敬 具

平成 22 年〇月  
〇〇生命保険〇〇会社

※所得税の還付を装った「振り込め詐欺」も懸念されますので十分ご注意下さい。

税務署や国税局では

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
  - (2) 所得税の還付を受けるために納税者に金融機関の口座への振込みを求めることはありません。
- のでご注意ください。

※国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも Q& A を掲載しておりますので、併せてご利用下さい。